



ております。それさえできればもう三十分ほど、出先が大分遠い所でございますから帰つて来るのを待つてゐるわけでありまして。それで話合ひができれば、段取りといたしましては、明日は大したことはございませぬから、衆議院の本院議にのせるということに段取りまでついている次第でございます。ただ一点だけ残つております点がもう二、三十分経たなければすべての手続が完了いたしませんので、実は遅れておるわけでございます。

○中田吉雄君 委員長並びに岡野さんは非常に御努力して頂いてゐるのに、恐縮ですが、自治法を施行します裏付けは税法でありますので、これが私はもつとはつきりしてからのほうが、もやもやしたうちで審議してもなか／＼心理的にはつきりしないものがありまして、地方自治法を施行する裏付けは税法であつて、税法はつきりしてその完璧が期せられると思うので、それがはつきりするまでちよつとお待ち願つたらどんなものでしょうか。

○岩本哲夫君 私も中田君の意見に賛成ですが、今朝来政府及び手党の態度が二つにも三つにも分れてあつちの手党の幹部はこれを呑むと云う、こちらの手党の幹部は呑まぬと云うて、而も具体的に言えば自由党の水田政調会長が各党の役員室を訪問して、僕のは呑まないようにするのだから賛成してくれ、と野党のほうに陳情して廻つてゐると云う、こちらのほうの大臣は呑むことにきまつたのだからどうぞ御安心下さい、だん／＼黙して行くと云う、少し待つてくれと云う。結局これをほかの破防法、警察法というものを對して自治法というものを駁引に最

後まで使おうとして、呑むとか呑まぬとか、呑んだり吐き出したりしつゝ最後まで持つて行くということが作戦だからというこの三つの話が衆議院、参議院の中に展開されておるというような実情であります。本来ならば、この法律案は手党各位のかたの修正案が強く出され、又各党とも一致してそれぞれ出してゐる。而も衆議院の代表の野村專太郎修正対策委員長の了解、事実上両院協議会になるべきを西郷委員長が折衝して両院協議会を経ずして参議院の修正案を呑みます、了承いたしましたという約束の下に本會議に上程されて決定されたような形であつて、それを衆議院の修正は総額百三十億、参議院は二、三十億であるが、参議院の二、三十億は生意氣だ、それだけの財源がないではないかという侮蔑的な態度でこの法案をあの手の道具に使用しようというような駁引の段階が現在の状態であります。今岡野大臣が非常に御苦心なされてかれこれ折衝されておるようでありますけれども、やはりもう三十分くらいで返答があるのだつたら一遍休憩でも願つてその返答を聞いてから審議して頂くというふうに、先日来からのいきさつから見て、成るべく早く結論を上げたいという状態から見て、委員会のとるべき正しき態度だと私はこう思うのですが、折角とてもお急ぎで吉川委員の御請求の資料その他のも立派に揃つておりますので、無駄の時間を費したくありませんが、やはりこれは挙げて当参議院或いは当委員会の重大な政治的責任のある問題でありますから、一応そのもとをはつきりつけてから審議して頂くというふう

にすべきがいいのではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○中田吉雄君 只今岩本委員の言われたことをみて私はまず／＼その必要を痛感したわけなんです。こういうことで、蛇の生殺しのようなことで審議の駁引に使われましてこれこそ私は非常に重大な影響を受ける。むしろこの一兩日でも休んで頂いて、我々の案を呑んでとは言ひませんが、衆議院の独自性もあるわけですから、はつきり結末をつけてもらつて、一萬千里であとは全部委員長の立場を十分了としてやりたいと思ひますが、一つそのようにお願いしたいと思います。

○委員長(西郷吉之助君) 私も同感でございます。実は今朝岩本さんと一緒に長時間折衝いたしましたけれどもまだいさかばかりつきりしないところもございまして、これは先日来の理事會でも各党も強く要望しておりますので、これはどうも政府においてもう少しはつきり早く確定しないとこれがどうしてこの審議に影響いたしますので、今の御要求に對しましては私は全く同感でございます。今さうと大臣が何か発言を求められておりますから……。

○岡野大臣(岡野清義君) 岩本さんのお言葉の中から水田政調会長の名前が出ましたから私一応釈明いたします。時間は一時三十五分ちよつと過ぎでございます。党の三役全部に会ひまして、そうして私が先ほど申し上げましたような方向に來ておるということをはつきり私はつかんで來ております。でございまして、或いはいさ／＼おうわさをお聞きになつて何か誤解があるのではないかと思ひますが、水田政調会長を含めた三役と私は話をして來て

おりますからこれは御了承願ひたいと存じます。

○岩本哲夫君 私は何にも知らぬのに、衆議院の我が改進黨の国会対策委員長がちよつと君をえらいことだから來てくれといふことでそこであつて行くと云うと、今自由党の政調会長が來たぞ、僕は今廊下で行きかゝつた。改進黨の部長から出かけた水田政調会長が衆議院の自由党では、参議院の地方制度の修正案は呑まないことにしたいと思ふので君のほうも同調してくれんかといふ申入れだつた。そこで君はそれは正式かといふと、正式だと言ふ。それは重大だといふので私も一応難癖君と相談して早くやらなければならぬ。私は呼ばれた。そこで大変だといふので直ちに緊急議員總會を今から三十分ほど前に開いて、実は自由党からはこういう申入があつたからどうするかといふことを言つたらばかもし休みに言えといふこととで一笑に附しておる。何で自由党がそんなことを言えた義理かと一笑に附しておるような次第であります。そこで実はこういういさ／＼があつたから……。

○岡野大臣(岡野清義君) 岩本さんのお言葉がこれを他の法律案の審議或いは可決の上に道具に使おうという情報にまさに行当ると、これは私は水田政調会長の話は正しいので、私どもの難癖君でも川崎君でも証人に喚問しまして聞いてもらいたい。更に私は委員長と佐藤政調大臣と控室で話しておつたときにも自由党の政調会長の理事の何と云う人がわざ／＼やつて來て、そして政調会ではこれを呑まないことにしたのだ、併しそれだけを私は西郷委員長の前で言つて、あとで佐藤政調大臣と

耳打をして話しておつたのは、呑むとか呑まぬとか道具に使うとかいふ趣旨のこと何したことはもう一二〇%わかつておる。これはもう各方面のうわさが専ら今朝來ておるその正に裏付けの歴然たる証拠であつて、これは水田政調会長がさういふ御相談をしたといふことは事実であるから、早速一つ川崎君と難癖君を証人に一つ私はお願ひしたいと思ひます。

○中田吉雄君 私は内村さんから聞いて、この参議院修正の赤字の財源補填の大蔵大臣の確約をとつておくことが、今後必要だからその手順だといふので、非常にとつてそれなら余りごたごた言つてはいけないうことだつたのですが、岩本君の発言を聞いてまさに海千山千の自由党の衆議院の人のやりやうなこれは手だと思ひます。それは實際私も聞いてゐるのです。それは一番困るのが業者の花代の百分の百を百分の七十に参議院で下げた。これを何とか元に戻したいといふのをそれをやるのが困難だ、だからここで固定資産、固定資産と言つてそこで又業者の花代を百分の百に直す。因鉄その他の固定資産税を復活して行くといふのが考えられてゐる政略ださうです。一つこれは堀田君が私のところの勝間田君に話をしたはつきりしてゐる問題なんです。

○委員長(西郷吉之助君) 只今先ほど來い／＼地方税法の衆議院の取扱ひ方について御発言もございまして、連日私も向うと交渉してありますので、今の御発言もございまして、御質疑がなければこの程度で散會いたしまして、連日私が単独で、今日は岩本さんと御一緒に午前中も交渉してお

りまするが、今いろ／＼御発言がありましたように、あれやこれやのことが向うではそのままであるので一応ここでは報告もできませんので、一つ理事の各位に御同行をお願いしたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

六月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方財政法の一部を改正する法律案（衆）

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条に次の一号を加える。

四 防火建築帯の指定に伴う施設の建設費その他防火建築帯の造成に要する経費

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年十月二十三日印刷

昭和二十七年十月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局